

「人間ドック等補助金」について

組合に加入している被保険者及び組合員の方が1万円以上(消費税含)の健診(歯科検診や脳ドック等も含む)を受けた場合、1会計年度(4月～翌年3月)に1回まで**人間ドック等補助金**がご利用いただけます。主な補助金の利用方法をご確認の上、是非ともご利用ください。

◎人間ドック等補助金

| | | | | | |
|--|-------|----|-------|------------------|-------|
| 税理士・勤務税理士 | 4万円まで | 職員 | 3万円まで | 家族・ 75歳以上の組合員 | 2万円まで |
| <p>※人間ドック等補助金は、自己負担(税込支払額)が1万円以上であることが必要です。</p> <p>◆巡回健診は委託業者ごとに申込先及び申し込み方法が異なりますので、詳しくは組合ホームページをご覧ください。</p> | | | | | |

① 巡回健診を受診【委託業者:あまの創健】

| | |
|------|--|
| 開催場所 | 茨城・栃木・群馬・埼玉・新潟・長野 の18会場で開催 |
| 巡回日程 | 組合ホームページ「令和5年度巡回健診について(組合独自)」をご覧ください |
| 受診対象 | 組合に加入している18歳以上の「税理士・職員・家族・組合員(75歳以上)」の男女 |
| 受診期間 | 令和5年6月～10月まで |
| 補助金 | 健診費用が1万円以上の場合、差し引き利用が可能 |
| 特徴など | オプションが多彩で充実している |
| 案内通知 | 5月中旬頃、案内通知を 事務所に一括郵送済み |
| 申込方法 | 上記案内によりFAXまたはWEBで申し込み |

② レディース巡回を受診【委託業者:メテカルアシスト】

| | |
|------|--|
| 開催場所 | 茨城・栃木・群馬・埼玉 の9会場で開催 |
| 巡回日程 | 組合ホームページ「令和5年度巡回健診について(組合独自)」をご覧ください |
| 受診対象 | 組合に加入している18歳以上の「税理士・職員・家族・組合員(75歳以上)」の 女性限定 |
| 受診期間 | 令和5年6月～10月まで |
| 補助金 | 健診費用が1万円以上の場合、差し引き利用が可能 |
| 特徴など | 医師・技師・スタッフ全員が女性で安心 |
| 案内通知 | 5月中旬頃、案内通知を 開催県に所属する受診対象者のいる事務所に一括郵送済み |
| 申込方法 | 上記案内によりFAXで申し込み ※4県以外で受診を希望の方は組合までご連絡ください |

③ 全国巡回レディース健診を受診(委託業者:全国健康増進協議会)

| | |
|------|---|
| 開催場所 | 全国 47 都道府県の会場（ホテル・公共の会館等）で開催 |
| 受診対象 | 組合に加入している 18 歳以上の「税理士・職員・家族・組合員（75 歳以上）」の男女 |
| 受診期間 | 令和 5 年 6 月～令和 6 年 3 月まで |
| 補助金 | 全額自費で支払い後、1 万円以上の自己負担の場合は、 領収書を添付して申請が必要です |
| 特徴など | 全国の会場で開催されるので、自宅や職場など近場の会場で受診が可能 |
| 案内通知 | 組合ホームページ「令和 5 年度 全国型、巡回レディース健診のご案内」をご覧ください |
| 申込方法 | 令和 5 年 4 月から上記により郵送または WEB 申し込み |

④ 契約健診施設を受診

| | |
|------|---|
| 開催場所 | 茨城・栃木・群馬・埼玉・新潟・長野・東京・千葉・神奈川 の契約健診施設 |
| 受診対象 | 組合に加入している「税理士・職員・家族・組合員（75 歳以上）」の男女 |
| 補助金 | 健診費用が 1 万円以上の場合、差し引き利用が可能 ※支払いの際、差し引き利用した時は補助金の申請はできません |
| 特徴など | 支払いの際、組合の補助金が差し引き利用できるので、 申請の必要がなく大変便利です |
| 施設案内 | 組合ホームページ「契約健診施設一覧」をご確認ください |
| 申込方法 | 健診施設に組合員であることを申し出て予約し、健診当日、被保険者証をご提示ください ※健診施設により補助金の利用が出来ないコースもありますので、予約の際にご確認ください。 |

⑤ ①～④以外の健診を受診(病院・クリニック・商工会議所など)

| | |
|------|---|
| 開催場所 | 日本国内の医療機関 |
| 受診対象 | 組合に加入している「税理士・職員・家族・組合員（75 歳以上）」の男女 |
| 補助金 | 全額自費で支払い後、1 万円以上の自己負担の場合は、 領収書を添付して申請が必要です |
| 特徴など | かかりつけ医での健診や、事業所で負担する従業員の健診費用も対象となります |
| 申込方法 | 医療機関へ直接予約し、受診してください |

**特定健診対象者(40～74 歳)の方は
1 年に 1 回、毎年人間ドックや受診券を利用して
特定健診を受診しましょう！**

作成: 関東信越税理士国民健康保険組合
さいたま市大宮区桜木町 4-376-1
TEL: 048-631-2211 FAX: 048-644-3030



こちらの QR コードをスマートフォンで読み込むと組合 HP へアクセスできます。

